

第一号様式 (1)

大量保有報告書

変更報告書 No. 6 (イ)

(法第 27 条の 23 第 1 項に基づく報告書) (法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
X	13	B	129

関東財務局長 殿

氏名又は名称 東京青山・青木法律事務所  
 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年3月26日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社 (ニ)

発行会社の名称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	1 / 19
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌	※ ① 上場 2 店頭		提出者及び共同保有者の総数	5 名
本店所在地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号			提出形態 (ホ)	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者) (ヘ)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 07078、ニュージャージー州、ショートヒルズ、ジョン・エフ・ケネディー・パークウェイ 51		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称
法 人	設立年月日	1999年4月1日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名
事 業 内 容	代表者役職		
	投資顧問業	ピーター・エイ・ランゲーマン 社長、最高経営責任者	
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
電話番号	(03) 3403-5281		

3 保有目的 (ト)

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	3 / 19
--------	--------

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー
-------------------------	-------------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R
------------	---

借入金額計 (千円)	S
------------	---

その他 (具体的に)
------------

その他金額計 (千円)	T
-------------	---

取得資金合計 (R+S+T) (千円)	
------------------------	--

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式(4)

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 6 (イ)**

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所

氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年3月26日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

**第1 提出者に関する事項**

**1 発行会社(ニ)**

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	4 / 19
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都 5 広島 6 福岡 7 新潟 8 札幌	※ ① 上場 2 店頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	5 名
本 店 所 在 地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号		提 出 形 態 (ホ)	※ ① 連名 2 その他	

**2 提 出 者 (大量保有者) (ヘ)**

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏 名 又 は 名 称	テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド				
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759				
フリガナ (カタカナ)					
旧 氏 名 又 は 名 称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1992年 7月 17日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン	執行副社長、秘書役
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
		電話番号	(03) 3403-5281		

**3 保有目的(ト)**

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	6 / 19
--------	--------

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称	テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
---------------------	----------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R	借入金額計 (千円)	S
------------	---	------------	---

その他 (具体的に)	顧客の資金	その他金額計 (千円)	T	11,996,776
------------	-------	-------------	---	------------

取得資金合計 (R+S+T) (千円)	11,996,776
---------------------	------------

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式(7)

大量保有報告書

変更報告書 No. 6 (イ)

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年3月26日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社(ニ)

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総頁	7 / 19
上 場	※① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 京都	※① 上場 2 店頭		提出者及び 共同保有者の総数	5 名
証券取引所	5 広島 6 福岡 7 新潟 8 札幌			提出形態(ホ)	※① 連名 2 その他
本店所在地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号				

2 提出者(大量保有者)(ヘ)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ(カタカナ)					
氏名又は名称	テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー				
フリガナ(カタカナ)					
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデル、スイート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500				
フリガナ(カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ(カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	設立年月日	1979年10月24日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ギャリー・アール・クレモンズ	代表者役職 執行副社長
事 業 内 容	投資顧問業				
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区北青山1丁目2番3号		東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
	電話番号	(03) 3403-5281			

3 保有目的(ト)

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。

発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	8 / 19
--------	--------

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称	テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー
---------------------	-------------------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳 (チ)

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	2,712,500株
新株引受権証券	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K
対象有価証券か「ト」ワント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合計	O 株	P 株	Q 2,712,500株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R	発行済株式総数 (平成13年3月26日現在)	U 122,919,000株
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R)	S 2,712,500株	上記提出者の株券等保有割合 (S / (T+U) × 100)	2.21 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	直前の報告書に記載された株券等保有割合	1.58 %

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 (リ)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成13年1月29日	普通株式	30,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,266
平成13年1月30日	普通株式	7,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,237
平成13年1月31日	普通株式	16,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,423
平成13年2月5日	普通株式	14,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,400
平成13年2月6日	普通株式	59,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,400
平成13年2月7日	普通株式	65,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,394
平成13年2月8日	普通株式	16,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,345
平成13年2月19日	普通株式	45,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,287
平成13年2月20日	普通株式	32,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,300
平成13年2月21日	普通株式	40,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,285
平成13年3月5日	普通株式	21,000株	※ ① 取得 2 処分	¥3,941
平成13年3月12日	普通株式	16,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,211
平成13年3月13日	普通株式	68,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,207
平成13年3月14日	普通株式	92,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,318
平成13年3月15日	普通株式	90,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,332
平成13年3月16日	普通株式	83,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,354
平成13年3月19日	普通株式	135,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,232
平成13年3月21日	普通株式	46,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,459
平成13年3月22日	普通株式	15,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,247
平成13年3月26日	普通株式	15,000株	※ ① 取得 2 処分	¥4,223



発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	9 / 19
--------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー
-----------------------	------------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約（ヌ）

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金（ル）

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円）	R	借入金額計（千円）	S
-----------	---	-----------	---

その他（具体的に）	顧客の資金	その他金額計（千円）	T	10,339,175
-----------	-------	------------	---	------------

取得資金合計 (R+S+T)（千円）	10,339,175
-----------------------	------------

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称(支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式 (10)

大量保有報告書 変更報告書 No. 6 (イ)  
 (法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
 氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年3月26日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社(ニ)

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	10 / 19
		※① 上場 2 店頭			
上 場 証 券 取 引 所	※① 東京 ② 大阪 2 名古屋 4 京都 5 広島 6 福岡 7 新潟 8 札幌			提 出 者 及 び 共同保有者の総数	5 名
本 店 所 在 地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号			提 出 形 態 (ホ)	※① 連名 2 その他

2 提 出 者 (大量保有者) (ヘ)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )	
フリガナ (カタカナ)	
氏 名 又 は 名 称	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
フリガナ (カタカナ)	
住所又は本店所在地	英国 EH1 2EH、スコットランド、エディンバラ、サルティア・コート、キャッスル・テラス 20
フリガナ (カタカナ)	
旧 氏 名 又 は 名 称	
フリガナ (カタカナ)	
旧住所又は本店所在地	
個 人	生年月日 年 月 日 (フリガナ) ※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 勤務先名称
人	職 業 勤務先住所
法 人	設立年月日 1985年4月3日 (フリガナ) 代表者役職 ※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 代表者氏名 ディクソン・ビー・アンダーソン 取締役
人	事 業 内 容 投資顧問業
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子
	電 話 番 号 (03) 3403-5281

3 保有目的(ト)

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	12 / 19
--------	---------

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
-------------------------	-------------------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R	借入金額計 (千円)	S
------------	---	------------	---

その他 (具体的に)	顧客の資金	その他金額計 (千円)	T	991,462
------------	-------	-------------	---	---------

取得資金合計 (R+S+T) (千円)	991,462
------------------------	---------

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

第一号様式 (13)

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 6 (イ)**

(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年3月26日(ハ)

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 (ロ)

平成13年8月28日 提出

**第1 提出者に関する事項**

1 発行会社 (ニ)

発行会社の名称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総頁	13 / 19
上場証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 京都 ⑤ 広島 ⑥ 福岡 ⑦ 新潟 ⑧ 札幌	※ ① 上場 ② 店頭		提出者及び共同保有者の総数	5 名
本店所在地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号			提出形態(ホ)	※ ① 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者) (ヘ)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称		フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート 2101、アデレード ストリート イースト 1			
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1982年10月1日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ギャリー・アール・ノートン	上級副社長
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山・青木法律事務所	弁護士	武 澤 朋 子
電話番号		(03) 3403-5281			

3 保有目的 (ト)

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。



発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	15 / 19
--------	---------

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ
-------------------------	------------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R
------------	---

借入金額計 (千円)	S
------------	---

その他 (具体的に)	顧客の資金
------------	-------

その他金額計 (千円)	T	132,412
-------------	---	---------

取得資金合計 (R+S+T) (千円)	132,412
------------------------	---------

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
 氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成13年3月26日（ハ）

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号 （ロ）

平成13年8月28日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社（ニ）

発行会社 の 名 称	小野菜品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	16 / 19
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 京都 ⑤ 福岡 ⑥ 札幌	※ ① 上場 ② 店頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	5 名
本 店 所 在 地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号			提 出 形 態 (ホ)	※ ① 連名 ② その他

2 提 出 者 (大量保有者) (ヘ)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏 名 又 は 名 称	テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド				
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール 7				
フリガナ (カタカナ)					
旧 氏 名 又 は 名 称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1992年 9月 28日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン	取締役
	事 業 内 容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山・青木法律事務所	弁護士	武 澤 朋 子
			電 話 番 号	(03) 3403-5281	

3 保有目的 (ト)

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。





発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	18 / 19
--------	---------

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド
-------------------------	---------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (ヌ)

該当なし
------

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R	借入金額計 (千円)	S
------------	---	------------	---

その他 (具体的に)	顧客の資金	その他金額計 (千円)	T	145,840
------------	-------	-------------	---	---------

取得資金合計 (R+S+T) (千円)	145,840
------------------------	---------

(2) 借入金の内訳

番号	(フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

発行会社の会社コード	4 5 2 8
------------	---------

頁 / 総 頁	19 / 19
---------	---------

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称	テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
---------------------	----------------------------

提出者及び共同保有者の総数	5 名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者 (カ)

1	テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	21		41	
2	テンブルトン・インベストメント・カウンセラーズ・エルエルシー	22		42	
3	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	23		43	
4	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・コーポ	24		44	
5	テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド	25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳 (ヨ)

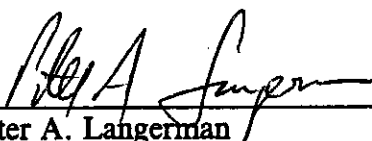
	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	6,079,994 株
新株引受権証券	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D		K
対象有価証券バックワラント	E		L
株券預託証券			株
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合 計	O 株	P 株	Q 6,079,994 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R 株	発行済株式総数 (平成13年3月26日現在)	U 122,919,000 株
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R)	S 6,079,994 株	上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	4.95 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 株	直前の報告書に記載された株券等保有割合	5.18 %

**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Mutual Advisers, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 19 day of May, 2000.

Franklin Mutual Advisers, LLC



Peter A. Langerman  
President and Chief Executive Officer

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2000年5月19日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・エルエルシー

(署 名)

ピーター・エイ・ランガーマン  
社長、最高経営責任者

上記正訳しました  
弁護士 江口直明




**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints appoints Mr. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 22 day of May, 2000.

Templeton Global Advisors Limited

  
\_\_\_\_\_  
Gregory E. McGowan  
Executive Vice President and Secretary

<訳文>

## 委 任 状

テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2000年5月22日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

(署 名)

\_\_\_\_\_  
グレゴリー・イー・マクゴワン

執行副社長、秘書役

上記正訳しました

弁護士 江口直明

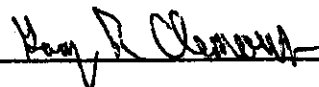


**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Investment Counsel, LLC. (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2nd day of March, 2001.

Templeton Investment Counsel, LLC.

By:   
Name: Gary R. Clemons  
Title: Executive Vice President



<訳文>

## 委 任 状

テンプレートン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年3月2日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー

(署 名)

ギャリー・アール・クレモンズ

執行副社長

上記正訳しました  
弁護士 江口直明



**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investment Management Ltd. (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2<sup>nd</sup> day of MARCH, 2001.

Franklin Templeton Investment Management Ltd.

By: D. S. Anderson

Name: DICKSON ANDERSON

Title: DIRECTOR

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年3月2日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・  
マネジメント・リミテッド

(署 名)

\_\_\_\_\_

ディクソン・ビー・アンダーソン  
取締役

上記正訳しました

弁護士 江口直明



**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investments Corp. (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2<sup>nd</sup> day of March, 2001.

Franklin Templeton Investments Corp.

By: G. R. Norton

Name: GARY R. NORTON

Title: SR. VICE PRESIDENT, INVESTOR AND DEALER SERVICES

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年3月2日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ

（署 名）

\_\_\_\_\_  
ギャリー・アール・ノートン  
上級副社長

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明

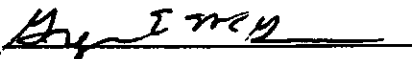


**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Asset Management Limited (the "Company") hereby appoints Messrs. Naoaki Eguchi and Akimoto Kawamura, attorney-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Minister of Finance of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 14<sup>th</sup> day of May, 2001.

Templeton Asset Management Limited

By:   
Name: Gregory E. McGowan  
Title: Director

<訳文>

## 委任状

テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 川村彰志を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年5月14日日本委任状に適式に署名する。

テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド

（署名）

\_\_\_\_\_  
グレゴリー・イー・マクゴワン

取締役

上記正訳しました

弁護士 江口直明

